

奈良県告示第二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和平野土地改良区から役員が次のとおり住所を変更した旨届出があった。

令和元年十月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 住所を変更した役員の役名及び氏名

理事 木村 佳照

二 変更後の住所

葛城市大畑九五―二